

令和6年度は、年度内に35歳以上になる方が対象者です

鯖江市 風しん予防接種費用の一部を助成します

～予防接種で妊婦と赤ちゃんを守りましょう～

風しんに対する免疫を持たない女性が、妊娠中（特に妊娠初期）に風しんに感染すると、胎児が白内障、心疾患、難聴等を主な症状とする先天性疾患（先天性風しん症候群）にかかるおそれがあります。そこで、風しんの流行と妊娠中の女性への感染予防を目的として、次の対象者に風しん予防接種費用の一部を助成します。
なお、風しんにかかったことのある方やワクチンを2回接種している方は接種の必要はありません。

平成2年4月2日生まれの人は助成の対象外です

助成対象者

平成2年4月1日以前に生まれ、接種日において市内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- ① 今後妊娠を希望している女性
※妊娠中の方および妊娠している可能性のある方は接種できません
※接種後2ヶ月は妊娠を控えてください
- ② 妊娠している女性の夫
- ③ 妊婦に風しんの抗体がないと判断された同居の家族
《風しん抗体がないとは、HI抗体価16倍以下かEIA価が8未満と判定された場合です》
※妊婦と同一住所であることが条件となります

ただし、風しんの追加的対策事業の対象者（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性）は除きます。
「クーポン券」をご利用ください。

助成金額

いずれかのワクチンで一人一回限り助成

- ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン 5,000円上限
- ・風しん単独ワクチン 3,000円上限



費用助成となる接種期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

接種から助成まで

- ① 医療機関へ予約してください
※ワクチンの一時的な供給不足により、ご希望どおりに接種できない場合があります
※接種費用は医療機関によって異なりますので、予約時にご確認ください
- ② 医療機関で接種を受け、接種費用を医療機関窓口で全額自己負担してください
- ③ 接種後、下記の申請書類等をそろえて鯖江市健康づくり課へ申請してください
- ④ 審査後、指定の口座に助成金が振り込まれます

申請の時に必要なもの 申請期限：令和7年3月31日（月） ただし、土日・祝日を除く

- ① 鯖江市成人風しんワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書（市HPからもダウンロードできます）
- ② 振込先の通帳の写し
- ③ 領収書の原本
- ④ 風しんの予防接種を受けたことが分かる書類（接種済証または予診票の写し等）
※領収書に被接種者名、ワクチン名、接種日、料金の記載がある場合は不要
- ⑤ 母子健康手帳（助成対象者②または③の方）
※助成対象者③の人は妊婦の風しん抗体がないことが分かるもの

【問合せ先】 鯖江市健康づくり課（アイアイ鯖江・健康福祉センター内） 電話52-1138